

旅客自動車運送適正化事業について

旅客自動車運送適正化事業の創設

旅客自動車運送適正化事業を創設し、民間団体等による事業者への法令遵守に関する指導等を実施。

違法行為を防止するため、民間団体等による事業者への指導等を行う事業

- ・道路運送法第43条の2により、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とした一般社団法人又は一般財団法人を「旅客自動車運送適正化事業実施機関」に指定

民間団体等の
自主的な活動

輸送の安全阻害行為の防止、法令遵守に関する指導等を通じ、旅客自動車運送に関する秩序の確立を図る

国土交通省地方運輸局・運輸支局

(道路運送法第94条ほか)

- 事業者に対する報告聴取
- 事業者に対する立入検査・質問聴取
- 法令違反を行った事業者に対する行政処分・改善指導

指定

連携

協力

適正化事業実施機関

(道路運送法第43条の3)

- 法令遵守に関する事業者への指導
- 無許可営業防止のための啓発活動
- 事業の秩序確立に向けた啓発・広報活動
- 旅客からの苦情の処理
- 行政機関への報告